

GMOサービス基本約款 新旧対照表

2025年1月18日  
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
3-4 頁	<p>第8条（お客様の資産の保全）</p> <p>1 略</p> <p>2 当社は、お客様が本サービスの利用に関して当社に預託した暗号資産（以下「受託暗号資産」といいます。）を、<u>次の各号に定める方法により管理するものとします。</u></p> <p><u>(1) 自己で管理する場合</u> 自己の固有財産である暗号資産と明確に区分し、かつ、お客様の暗号資産についてどのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態にて自己で管理するとともに、受託暗号資産については、お客様の保護に欠けるおそれが少ないものとして暗号資産交換業者に関する内閣府令（以下「交換業府令」といいます。）第27条第3項第1号に定める方法により、自己で管理するものとします。</p> <p><u>(2) 第三者に管理させる場合</u> 当該第三者において、当社のお客様の暗号資産とそれ以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、<u>当該お客様の暗号資産についてどのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理させるものとします。また、受託暗号資産については、お客様の保護に欠けるおそれが少ないものとして交換業府令第27条第3項第2号に定める方法により、当該第三者に管理させるものとします。</u></p>	<p>第8条（お客様の資産の保全）</p> <p>1 略</p> <p>2 当社は、お客様が本サービスの利用に関して当社に預託した暗号資産（以下「受託暗号資産」といいます。）を、自己の固有財産である暗号資産と明確に区分し、かつ、お客様の暗号資産についてどのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態にて自己で管理するとともに、受託暗号資産については、お客様の保護に欠けるおそれが少ないものとして暗号資産交換業者に関する内閣府令（以下「交換業府令」といいます。）第27条第3項第1号に定める方法により、自己で管理するものとします。</p>
13 頁	<p>附則</p> <p>2017年 8月 9日 制定</p>	<p>附則</p> <p>2017年 8月 9日 制定</p>

## GMOサービス基本約款 新旧対照表

2025年1月18日  
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
	2018年 1月15日 改定	2018年 1月15日 改定
	2018年 5月30日 改定	2018年 5月30日 改定
	2018年 9月 5日 改定	2018年 9月 5日 改定
	2018年11月 5日 改定	2018年11月 5日 改定
	2019年 7月 3日 改定	2019年 7月 3日 改定
	2019年 7月10日 改定	2019年 7月10日 改定
	2019年10月 2日 改定	2019年10月 2日 改定
	2020年 5月 1日 改定	2020年 5月 1日 改定
	2020年 6月11日 改定	2020年 6月11日 改定
	2020年 8月 5日 改定	2020年 8月 5日 改定
	2020年11月11日 改定	2020年11月11日 改定
	2021年 9月 1日 改定	2021年 9月 1日 改定
	2022年 3月30日 改定	2022年 3月30日 改定
	2023年 9月15日 改定	2023年 9月15日 改定
	2024年 6月22日 改定	2024年 6月22日 改定
	2024年 8月23日 改定	2024年 8月23日 改定
	2025年 1月18日 改定	

以 上